

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年6月3日（平成28年（行情）諮問第407号）

答申日：平成29年9月5日（平成29年度（行情）答申第202号）

事件名：特定文書に記載の「マイナー自衛権」を主なテーマとした行政文書ファイルにつづられている文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『マイナー自衛権』を主なテーマとした行政文書ファイルにつづられている文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる8文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在しないとしたことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月29日付け情報公開第00401号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、他にも文書が存在するものと思われる。

#### 2 異議申立ての理由

テーマの重要性を鑑みると、特定された文書が少なすぎるものと思われるので、関連部局を探索の上、更に発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

外務省は、異議申立人が平成27年4月20日付けで行った開示請求「『マイナー自衛権』を主なテーマとした行政文書ファイルにつづられている文書の全て。」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分の開示として、文書1件を特定し、開示決定を行った後（以下「先行開示決定文書」という。）、最終決定として、8文書を特定し、7文書を開示、1文書を一部開示とする原処分を行った（平成28年2月29日付け情報公開第00401号）。

#### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、原処分にかかる別紙の8文書である。

#### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分に対し、「テーマの重要性を鑑みると、特定された文書が少なすぎるものと思われるので、関連部局を探索の上、更に発見に努めるべきである。」と主張している。

しかしながら、当省は、同申立人が請求した内容に合致する行政文書を十分に検討し特定しており、文書の特定に漏れはなく、同申立人の主張は当たらない。

#### 4 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年7月10日 審議
- ④ 同年9月1日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「マイナー自衛権」を主なテーマとした行政文書ファイルにつづられた文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条による特例延長を行った上での最終決定として、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し一部開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 「マイナー自衛権」とは、武力攻撃に至らない侵害に対する自衛権の行使を一般に指すものである。

イ 本件開示請求については、異議申立人は、「マイナー自衛権」に関する文書の開示を求めていると解した。先行開示決定文書及び本件対象文書には、いずれも「マイナー自衛権」への言及があることから、本件請求文書に該当する文書として先行開示決定文書及び本件対象文書を特定した。

ウ 本件異議申立てを受け、確実を期すために関連部局の執務室内、書庫及び書架等を探索したが、先行開示決定文書及び本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 処分庁は、本件開示請求について、「マイナー自衛権」に関する文書

の開示を求めていると解したとのことであるが、本件請求文言は、「『マイナー自衛権』を主なテーマとした行政文書ファイルにつづられた文書の全て。」であり、「マイナー自衛権」が主要なテーマである行政文書ファイルにつづられている文書の開示を求めていると解するべきである。これを踏まえ、①先行開示決定文書及び本件対象文書はいかなる行政文書ファイルにつづられていたか、及び②処分庁において「マイナー自衛権」を主なテーマとする行政文書ファイルを保有していないかについて、当審査会事務局職員をして確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 「外務省安全保障法制研究会第一回会合論点」（文書2）及び「外務省安全保障法制研究会第四回会合論点」（文書3）は、行政文書ファイル「安保概念3」に保存されていたものである。「安保概念3」は、外務省安全保障法制研究会に関する文書をつづった行政文書ファイルであり、同研究会は、日本国憲法解釈としての「武力の行使の一体化」に当たる行為（活動）の評価を、国際法の立場から検証するとともに、憲法という国内法の側面及び国際政治という政策的見地から分野横断的に改めて論点を整理することを目的として、平成16年2月ないし同年11月の間、8回にわたり有識者を集めて開催したものであり、「マイナー自衛権」は取り扱われた論点の一つにすぎないことから、「マイナー自衛権」を主なテーマとする行政文書ファイルに該当しない。

イ 先行開示決定文書として特定された「『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』報告書（平成20年6月24日）」、「国会答弁」（文書4ないし文書8）及び「『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』報告書（平成26年5月15日）」（文書9）については、本件開示請求書受付時点（平成27年4月21日）では行政文書ファイルにはつづられていなかった。

ウ 審査会からの確認を受け、外務省において「マイナー自衛権」を主なテーマとする行政文書ファイルを保有していないか確認を行ったが、本件開示請求書受付時点では、外務省では、「マイナー自衛権」を主なテーマとする行政文書ファイルを保有していなかった。

なお、平成20年及び平成26年に報告書が出された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」は、いずれも安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に開催したものであるが、「マイナー自衛権」以外の論点も広く取り扱ったものであることから、同懇談会に係る行政文書ファイルは、「マイナー自衛権」を主なテーマとする行政文書ファイル

に該当しない。

また、平成27年5月14日に決定された3つの閣議決定（「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」、「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」及び「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」）については、いずれも武力攻撃に至らない侵害への対処に係るものであるため、これらの閣議決定に係る文書を保存した行政文書ファイルは、「マイナー自衛権」を主なテーマとする行政文書ファイルに該当する可能性があるが、本件開示請求書受付時点では、これらの閣議決定に係る文書は行政文書ファイルにはつづられていなかった。

- (3) 諮問庁から先行開示決定文書及び本件対象文書の提示を受けて確認したところ、先行開示決定文書及び本件対象文書が、本件開示請求書受付時点では、①行政文書ファイルにはつづられていなかった、あるいは②行政文書ファイルにつづられていたとしてもその行政文書ファイルは、「マイナー自衛権」を主なテーマとする行政文書ファイルに該当しないという諮問庁の上記(2)ア及びイの説明は、不自然、不合理とはいえない。また、本件開示請求書受付時点において、「マイナー自衛権」を主なテーマとする行政文書ファイルを保有していなかったという諮問庁の上記(2)ウの説明も、不自然、不合理とはいえない。

以上を踏まえると、先行開示決定文書及び本件対象文書については、本件請求文書に該当するとは認められず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

したがって、本件開示請求に対し、本来は、本件請求文書に該当する文書は保有していないとして不開示とすべきであったと認められるので、原処分が、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在しないとしたことは妥当であると認められる。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、外務省において、開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在しないとしたことは、妥当であると判断した。

#### (第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 2 外務省安全保障法制研究会第一回会合論点
- 文書 3 外務省安全保障法制研究会第四回会合論点
- 文書 4 2013年10月29日(火)衆・安保委 畠中光成君 対外相  
問
- 文書 5 2014年1月29日 衆・本会議 江田憲司君 対総理問十二
- 文書 6 2014年2月7日(金)衆・予算委 大塚耕平君 対外相想定  
問1
- 文書 7 2014年2月20日(木)衆・予算委 遠山清彦君 対外相問  
2
- 文書 8 2014年5月12日(月)参・決算委 小野次郎君 対政府参  
考人問4
- 文書 9 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書(平成2  
6年5月15日)